

障害者控除と大人用おむつ代の医療費控除について

<障害者控除>

所得税および住民税の申告の際、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、65歳以上の方で、「寝たきり状態にある高齢者」、「認知症のある高齢者」など、一定の要件に該当する場合は障害者控除(特別障害者控除)の対象となる場合があります。

控除を受けるには、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、申告の際に提示していただく必要があります。

●**対象者** 市内在住の65歳以上の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方

認定区分	認定要件
障がい者	①身体障がいの程度の等級表の3級～6級に準ずる障がいがあること
	②知的障がいの程度の判定基準の軽度または中度に準ずる障がいがあること
特別障がい者	③身体障がいの程度の等級表の1級または2級に準ずる障がいがあること
	④知的障がいの程度の判定基準の重度に準ずる障がいがあること
	⑤寝たきりの状態にあること

※控除対象者の認定は、介護保険の要介護認定申請時の主治医意見書、認定調査票により市が判断します。

●**申請方法** 高齢福祉課または各支所市民生活課の窓口で申請してください。審査の上、後日「障害者控除対象者認定書」を郵送で交付します。

<大人用おむつ代の医療費控除>

大人用おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、次の①②両方に該当する方は、市が交付する「おむつ使用確認書」で申告することができます。

①おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の方。

②介護保険の要介護認定者で、要介護認定の際の主治医意見書中に「寝たきりの状態」かつ「尿失禁(の可能性)がある」の記載が確認できる場合。

※初めておむつ代の医療費控除を受けられる方は、かかりつけの医療機関にお問い合わせください。

●**申請方法** 高齢福祉課または各支所市民生活課の窓口で申請してください。審査の上、後日「おむつ使用確認書」を郵送で交付します。

☎高齢福祉課 ☎(0771)68-0006

クリーンセンターへの直接搬入について

京都中部クリーンセンターにおいて、長さ50cm未満の金属類(アルミ含む)および長さ30cm未満の家電ごみの直接搬入ができるようになります。

した。

※手数料シールの必要のないものに限りです。

☎船井郡衛生管理組合

☎(0771)42-3425

介護人材再就職準備金貸付事業のご案内

京都府では、現在就労されていない介護職経験者が、新たに介護職場に再就職される場合の就職準備金を貸し付ける制度を創設し、受け付けています。

●**対象** 京都府内に在住し、次の①～④のすべてを満たす方

①介護職員などとして1年以上の実務経験がある方

②介護福祉士、実務者研修、介護職員初任者研修などを修了した方

③介護職を離職後、京都府福祉人材・研修センターに求職登録をしている方(離職期間2週間以上)

④「きょうと福祉人材育成認証制度(福祉事業所の人材育成体制、職場環境を整備する制度)に参加している事業所かつ介護職員処遇改善加算を算定している事業所へ再就職した方(週30時間以上の勤務が必要)

●**貸付額** 上限20万円(無利子、1人につき1回限り)

●**返還免除** 京都府内の介護事業所に介護職員として2年間継続して勤務した方

●**対象となる経費** 子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る講習会の参加経費や参考図書などの購入費、介護職員として働く際に必要な靴などの被服費、転居費用、通勤用自転車またはバイクの購入費、その他再就職に際し必要と認められるもの

●**申請方法** 再就職先の事業所を通じて申請してください。

※連帯保証人が1人必要

☎社会福祉法人京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

☎(075)252-6297